

小・細分類項目の新設、廃止等を検討するための量的基準

令和 3 年 6 月 29 日

総務省政策統括官（統計基準担当）

「日本標準産業分類第 14 回改定基本方針」4(4)に基づき、小・細分類項目の新設、廃止等を検討するための量的基準を次のとおり定める。

なお、個々の新設、廃止等の決定に当たっては、産業構造の変化、統計上の必要性、国際分類との比較可能性、事業所数、従業者数、生産額等を総合的に勘案して行う。

1 小・細分類項目の新設（格上げ、特掲等を含む。）

- (1) 新設しようとする産業のその属する直近上位分類項目における事業所数、従業者数、生産額等のいずれかの構成比が安定的に 10%以上となっていること。
- (2) 細分類における「その他項目」が、その属する小分類項目に占める事業所数、従業者数、生産額等のいずれかの構成比が安定的に 50%以上となっている場合は、一部の産業の分割・特掲を検討すること。

2 小・細分類項目の廃止（格下げを含む。）

- (1) 直近上位分類に占める事業所数、従業者数、生産額等のいずれかの構成比が継続的に 1%を下回ること。
- (2) (1)に該当しないものであっても、構成比が著しく低下しており、今後もその傾向が続くと見込まれること。